

令和 8 年

7 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和8年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年7月13日（月） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員				21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

20 番 阿部 香美 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 齋藤理博
農地主査兼農地係長 土門純洋 主事 前田羽響
（八幡）建設産業主査 安倍 誠 （平田）建設産業主査 五十嵐則子
（松山）調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
5. 解約について
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第32号 農用地利用集積等促進計画の認可について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○事務局長 おはようございます。

時間になりましたので、ただいまから令和8年7月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たりまして、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長 それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、20番、阿部香美委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤 均 議長 最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員は、28番、田村晴久委員、29番、遠田裕己委員の両名をお願いします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について12件、2番、農地法第4条届出書の受理について1件、3番、農地法第5条届出書の受理について2件、4番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、5番、解約について1件、6番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について3件、以上23件につきまして農地係長が説明いたします。

○事務局

(報告事項を朗読)

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませ

んか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第30号 農地法第3条の規定による許可申請については、16件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当が説明いたします。

○事務局 議第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回の農地法第3条の許可申請については、酒田91番から平田11番までは、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、平田12番について、こちらは区分地上権の設定であります。所有者の同意を得ているので許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

12ページをご覧ください。

酒田91番、所有権移転、浜中の田2筆、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、申請事由はその他で、贈与になります。

酒田92番、所有権移転、大豊田の畑1筆、政所の〇〇さんから大豊田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格30万円、総額21万1,000円になります。なお、10アール当たり売買価格については、別添資料1ページにも記載しておりますので、ご確認願います。

酒田93番、所有権移転、大豊田の畑1筆、大豊田の〇〇さんから大豊田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たりの売買価格32万8,000円、総額8万9,000円になります。

13ページをご覧ください。

酒田94番、所有権移転、広野の田6筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さん、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格35万円、総額660万6,000円になります。

酒田92番、所有権移転、漆曽根の畑1筆、漆曽根の〇〇さんから漆曽根の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格44万円、総額10万円になります。

14ページをご覧ください。

酒田96番、賃貸借、勝保関の田8筆、勝保関の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たりの賃料1万円、10年になります。円滑化事業満了のため、3条での賃貸

契約を結ぶものです。

酒田97番、賃貸借、勝保関の田1筆、新橋4丁目の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料は1万円、10年になります。こちらも円滑化事業満了であり、3条での賃貸契約を結ぶものです。

酒田98番、賃貸借、穂積の田1筆、穂積の〇〇さんから穂積の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、10年になります。こちらも円滑化事業満了により、3条での賃貸契約になります。

15ページをご覧ください。

酒田99番、賃貸借、吉田新田の田1筆、吉田新田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たり賃料1万円、10年になります。こちらも円滑化事業満了により、3条での賃貸契約を結ぶものです。

酒田100番、賃貸借、保岡の田2筆、保岡の〇〇さんから保岡の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、対価は年当たり米20キロ、10年になります。こちらの契約は新規であります。

八幡49番、賃貸借、大久保の田4筆、二番町の〇〇さんから小泉の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、対価は年当たり米480キロ、10年になります。円滑化事業満了により、3条で賃貸契約を結ぶものです。

一旦、説明者を交代します。

○事務局 続きまして、松山です。

松山は1件です。

松山5番、所有権移転、地見興屋の田1筆、地見興屋の〇〇さんから同じく地見興屋の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望で、10アール当たりの価格は36万円になります。総額で42万1,160円です。

松山は以上です。

○事務局 平田9番です。所有権移転で砂越の畑1筆、桜林の〇〇さんから字山田の〇〇さんへ、申請事由、相手方の要望とあるのは、従事者の要望になります。

別添資料に記載の10アール当たりの売買価格は、総額1万円からの割り返しで2万8,000円です。

申請者の〇〇さんは新規就農で、別添資料の2ページから5ページに載せておりますので、ご覧ください。

2ページ、就農エントリーシートです。

これまで〇〇さんのお父様が相対で貸借をしていた畑と一緒に耕作してきました。地主から農地を譲り受けてもらえないかとの声がかかったことをきっかけに、〇〇さんが今後も自家用の野菜を作付していきたいとのことで申請に至ったものです。また、農用地利用についての確認書です。農地利用要件の確認をしていただいております。

続いて、平田10番です。所有権移転で、中野俣の田2筆、中牧田の〇〇さんから中野俣の〇〇さんへ、受け手は認定農業者です。申請事由、相手方の要望とあるのは、地主の要望になります。別添資料に記載の10アール当たりの売買価格は総額30万円からの割り返しで、15万7,000円です。

17ページをご覧ください。

平田11番、賃貸借です。砂越の畑1筆、東京都の〇〇さんから刈谷の〇〇さんへ、申請事由はその他で、10アール当たりの賃料は7,000円、期間は10年です。申請者の〇〇さんは新規就農で、別添資料6ページから8ページに載せてありますので、ご覧ください。

6ページ、就農エントリーシートです。

こちらでも相対で貸借をしておりましたが、このたび農地の貸借権の設定を行い、今後も引き続き自家用の農作物を作付していきたいとのことで、申請に至ったものです。

また、農用地利用についての確認書で、農地利用要件の確認をしていただいております。

説明者、交代します。

○事務局 平田12番、石橋の田1筆、営農型太陽光発電事業のため、区分地上権の設定で更新となります。あきほ町の〇〇さんから砂越の〇〇さん。こちらは後ほど農地法5条の許可申請でご審議いただく営農型太陽光発電施設の一時転用の更新の関連がある関係になります。

営農型太陽光発電施設の設置などを営農者が使う場合、区分地要件を設定することになっています。農地法3条の許可手続が必要になります。この農地の権利関係は、農地の所有者があきほ町の〇〇さん、営農が〇〇さん、発電事業は区分地上権設定による〇〇さんになります。

区分地上権設定に当たり、営農を行っている〇〇さんから承諾は得ております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

7月6日に第4班による農地調査委員会を行っております。議第30号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、それでは質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第30号については許可することに決定します。

続きまして、議第31号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第31号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、農地係長より説明いたします。

○事務局 議第31号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

18ページをご覧ください。

平田3番、石橋の田2,681平方メートルのうち、0.64平方メートルの部分、営農型太陽光発電施設敷地使用賃借権設定、農地区分は農用地、許可基準は3年間の地域転用で、こちらは令和5年度に申請があり、今回は2回目の更新になります。

別紙資料の9から15ページが、この案件のものになります。

資料9ページをご覧ください。

場所は平田地域の石橋地区になります。

資料10ページをご覧ください。

こちらは土地利用許可区域になります。

資料の11ページから13ページは、現況写真です。

資料の13から15ページをご覧ください。

こちらは営農型発電設備の下部の農地にかかる農作物の生産状況の報告書の写しとなります。令和5年産から令和7年産のものです。

営農型太陽光発電の転用は、3年の一時転用が認められております。

一時転用の許可を受ける要件の一つとして、下部農地の単収が地域における平均単収のおおむね2割以上減収しないこととなっております。令和5年産が平均的な単収の77.4%、令和6年産が平均的な単収の81.4%、令和7年産が平均的な単収の86.7%という結果になっております。令和5年産は数値を下回っていますが、その年は長梅雨の影響で、葉が通常よりも長くなってしまったとのことです。この現象は田の農地でも多く確認されたとのことです。

申請者からの聞き取りで、隣接している田と畦畔では分かれていませんが、一時転用している田と刈取りはきちんと分けて管理しているとのことです。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認します。

平田3番の案件について、5番、石川渡委員より報告願います。

○5番 石川渡委員 5番、石川です。

7月1日に事務局と現地の確認を行いました。現状、圃場には水稻が作付され、適正に管理されており、周辺農地への影響がないこと、また、下部農地の単収が地域における平均単収のおおむね2割以上減収しないとの要件については、転用期間3年のうち2年は達成しており、達成しなかった年も異常気象による影響であったことから、転用はやむを得ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第31号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第31号については許可することに決定します。

続きまして、議第32号 農用地利用集積等促進計画策定の許可についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第32号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第32号 農用地利用集積等促進計画の認可についてです。

内容としましては、4月の定例総会でもってご承認いただきました促進計画の策定の申入れをしておりました件となります。

このたびやまがた農業支援センターより、議案書20ページのとおり中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよろしいかご審議いただくものとなっております。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、県知事の認可を得ることとなっておりますが、本市は県による認可、公告の県の委譲を受けており、本市において認可、公告することになります。

今回の案件は、設定してある賃借権の移転になります。

表を読み上げます。

新堀143番、新借受者、落野目の〇〇さん、落野目の田2筆、権利の種類、賃貸借、公告予定日、

令和８年７月17日、貸付従事回数10回、、旧借受者、〇〇さんです。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○８番 五十嵐弘樹委員 ８番、五十嵐です。

議第32号の農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、認可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第32号 農用地利用集積等促進計画の認可について、認可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第32号については許可することに決定します。

その他、何か皆様からございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、令和８年７月定例総会を閉会します。

午前１０時１５分 閉会